

上天草市ネーミングライツ事業に関するガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、市が所有する対象施設等の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の適切な導入を図るため、上天草市ネーミングライツ実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、対象施設、募集方法等について基本的な考え方をまとめたものです。

対象施設等を所管する部署（以下、「所管課」という。）は、実施要綱及び本ガイドラインに沿って、募集要領などを作成し、ネーミングライツの導入を進めるものとします。

2 導入の目的

民間事業者及び団体など（以下「民間事業者等」という。）に広告の機会を拡大するとともに、市の所有する対象施設等を広告媒体として、有効に活用することにより、新たな自主財源の確保と市民サービスの向上及び地域の活性化（対象施設等の適正な維持管理や新規事業の創設等）を図ることを目的とします。

3 ネーミングライツの概要

- (1) ネーミングライツとは、本市との契約により対象施設等の名称に企業名や商品名などを冠した愛称を付与させることで、ネーミングライツを取得した民間事業者など（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価を得て、前項に規定するネーミングライツ事業の導入の目的に資するものです。
- (2) ネーミングライツ事業の導入により市が得た対価については、原則として当該施設等の維持管理費や運営に充てることとします。
- (3) ネーミングライツ事業の導入後は、市は積極的に愛称を使用することとしますが、条例で定める対象施設等の名称は、変更しないものとします。

4 ネーミングライツパートナーの募集

ネーミングライツパートナーの募集は、市が決定した対象施設等について、原則公募により行うこととします。

5 ネーミングライツ事業の導入までの流れ

ネーミングライツ事業の導入の事務手続きは、以下の流れで、所管課が行

います。

手順	備考
① 対象施設の決定	
② 募集要領の作成	対象となる施設毎に必要
③ ネーミングライツパートナー募集	・ 期間は1月以上 ・ 市HP、広報紙等で公募
④ 審査委員会の開催（優先交渉権者の決定）	申し込みが1社のときも、原則、審査委員会は開催
⑤ 優先交渉者との協議	
⑥ ネーミングライツパートナーの決定	
⑦ 契約締結、公表	市HP、広報紙等で公表
⑧ 当該施設の表示変更	
⑨ 愛称の使用開始	

6 対象施設等について

- (1) ネーミングライツ事業を導入する対象施設等として、スポーツ施設、文化施設、公園、海水浴場など市の所有する施設及びそれらの一部を想定しています。市役所等の庁舎、学校等、施設の性格上愛称を付するのが適当でないと判断されるものは対象外とします。
- (2) 対象施設等の性格、規模、利用者数、メディアでの露出実績からネーミングライツパートナーの宣伝効果が期待できる施設として所管課が選定を行います。
- (3) 対象施設等が、指定管理者制度の導入施設である場合、所管課は、指定管理者制度の趣旨を鑑み、指定管理者の施設管理・運営の不利益とならないように、あらかじめ指定管理者と協議を行います。

7 募集要領の作成（募集条件の決定）

所管課は、募集に必要な事項を記載した募集要領を作成します。募集要領に記載する事項は、次のとおりです。募集要領では、応募方法及び選考方法などをあらかじめ公表することで、ネーミングライツパートナーの決定過程の透明性の確保に努めることとします。

- (1) 対象施設等の情報（施設概要、行事及び利用状況、当該施設の位置づけ、メディア等への露出実績など）
- (2) ネーミングライツ料（年額）の予定価格
当該施設の維持管理費、事業等の必要経費、年間利用者数、メディア

の露出実績等、他自治体における類似事例を参考に当該施設の広告媒体としての価値を総合的に検討し、ネーミングライツ料の目安となる予定価格を設定します。

(3) 契約期間

契約期間は、原則3年から5年とし、指定管理者制度導入施設については、指定管理者による指定管理期間を考慮し、適切な期間を設定します。

(4) 応募する民間事業者等の資格要件に関すること

ア 実施要綱に規定する契約の相手方としない民間事業者等でないこととします。

イ 市税や水道料金の納付状況等、各種条件を規定します。

ウ その他、本市のネーミングライツパートナーとして適当でないと認められる者でないこととします。

(5) 募集期間

原則1月以上とします。

(6) 愛称について

ア 所管課は、当該施設の特性に応じて、必要により特定の地名及びキーワードを含めるよう、条件を付与して、当該施設のネーミングライツに関する募集を行うことができることとします。

イ 市民をはじめとする利用者が、混乱及び誤りがないよう、愛称が定着するまで、条例上の正式名称や旧名称を併記する旨を記載します。

ウ 使用期間は3年から5年とします。

エ 実施要綱に定める愛称の表記方法に関することについて記載します。

(7) 愛称の変更について

当該施設利用者の混乱を避けるため、原則、契約時に決まった愛称の変更は、できない旨を記載します。

(8) 審査項目等

(9) 申込時に提出する書類及び書類の提出先

(10) その他必要な事項（必要に応じて、提案として特に求めること、ネーミングライツパートナー特典に関すること、費用負担のことなど）

【募集要領作成に関する留意点】

応募者が、当該施設の広告価値をイメージして判断できるように、ネーミングライツパートナーとしてのメリット及び当該施設の価値、魅力等を記載すること

8 ネーミングライツパートナーの募集について

(1) 募集の方法

ア 募集は、原則公募にて行います。

イ 募集に当たって、募集要領を対象となる施設毎に作成します。

ウ 市HP、広報紙、SNS、報道投込みを活用し、幅広く周知を行います。

エ 市は必要に応じ、応募者から会社概要及び直近3年間の決算報告書、国税、市税及び水道料に未納がない証明（※本市に支払いの義務がない場合は国税の納税証明書のみ）、発行から3月以内の登記事項証明書（法人でない場合は規約など）等の提出を求めることができますこととします。

(2) 募集期間

募集期間は1月程度とします。

(3) 費用負担

応募に係る経費は、全て応募者の負担とします。

(4) 募集がなかった場合の取り扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は募集条件を見直し、再度募集を行うか、または募集を取りやめることとします。

(5) 応募資格

本市のネーミングライツパートナーにふさわしい資力及び信用を備えた法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人が応募できます。

ただし、実施要綱に規定する契約の相手方としない民間事業者等は、応募できないものとします。

(6) 提出書類

応募に当たっては、次の事項を参考に必要な項目を記載（※別紙1参照）した申込書を応募者から提出してもらいます。

ア 応募する民間事業者等の情報（名称、代表者名、所在地、担当者、業種等）

イ 希望する愛称案

ウ ネーミングライツ料（年額）

エ 希望契約期間（原則3年から5年）

オ 地域貢献に関する取組実績や考え方

カ その他の事項

9 審査委員会の開催からネーミングライツパートナーの公表まで

(1) 審査委員会

審査委員の構成と審査委員会の招集などは、実施要綱に規定します。

(2) 審査方法

審査委員会では、応募者から提出された申込書等を審査し、優先交渉者の決定を行います。

(3) 応募が複数あった場合

優先交渉者の決定と併せ、次点以下の交渉順についても決定します。

(4) 優先交渉者の選定結果通知

すべての応募者に対して、優先交渉者の決定について、審査を実施した日から原則30日以内に文書で通知します。

(5) ネーミングライツパートナーの決定

市は、優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合は、当該者をネーミングライツ・パートナーとして決定します。

なお、優先交渉権者との協議が整わず、当該者が辞退した場合は、次点の応募者と協議を行います。

(6) ネーミングライツパートナーの公表

契約締結後、決定した民間事業者等の名称、当該施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市HP、広報紙、報道投込み等により公表します。

(7) その他

ネーミングライツパートナーが、契約前に辞退し、且つ、次点の優先交渉者がいない場合は、再度内容等を見直して公募を行うか、公募を取りやめます。

応募者が実施要綱に定める基準を満たさない場合、審査項目の審査基準を満たさない場合等は、応募者に不採用決定の通知を行い、再度公募を行います。

10 契約について

(1) 契約の締結

ネーミングライツパートナーとの協議終了後、市とネーミングライツパートナーとの間で契約を締結します。なお、対象施設、契約規模等を考慮し、必要に応じて、調印式、共同記者会見等を設定します。

(2) 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、市は契約満了を待たずに、契約を解除できることとします。その場合、現状回復にかかる費用もネーミングライツパートナーが負担するものとします。

(3) 契約期間の満了

市は、契約期間満了までに、当該施設についてネーミングライツの継続実施を判断します。

なお、愛称が頻繁に変更になることは、利用者等の混乱などにつながるため、ネーミングライツの契約更新の場合は、現契約者をネーミングライツパートナーとしての優先交渉権者とします。

1.1 愛称決定に伴う費用の負担

市とネーミングライツパートナーとの費用負担例については、以下のとおりとします。

区分	費用負担		
	市	指定管理者	ネーミング ライツパートナ ー
対象施設等の敷地内外看板の表示変更※1			○
市HP及び広報紙、パンフレット SNS／施設で別に設けるHP、パンフレット、SNS※2	○	△ (通常業務内 で対応可能 なもの)	
契約期間終了後の原状回復費用			○

※1 敷地外の看板等の表示（愛称への）変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示については変更し、新設の看板の設置については、設置の可否について協議します。

※2 パンフレット等媒体及び内容によっては、発行部数及び切り替え時期を考慮し、協議のうえ決定することとします。

1.2 その他

このガイドラインは、ネーミングライツ事業の運用状況及びその他の状況に応じ、適宜、見直すこととします。

(対象施設名) ネーミングライツパートナー申込書 (例)

上天草市長 様

以下のとおり、(対象施設名) ネーミングライツパートナー募集に申し込みます。

申 込 者	ふりがな 団体・企業名	(ふりがな)
	ふりがな 代表者名	(ふりがな)
	所在地	
	連絡先	TEL / FAX
	メールアドレス	
	担当者	
	業種及び事業 内容	
提 案 内 容	希望する愛称(案)	(ふりがな)
	ネーミングライ ツ料 (年額)	円 (税抜)
	希望契約期間	
	地域貢献の取組 地域貢献の考え方	
その他		上天草市暴力団排除条例（平成 24 年上天草市条例 第 5 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条 第 4 号に規定する暴力団密接関係者ではありません。

【応募に当たっての必要書類】チェック欄

- ☐ 会社概要及び直近 3 年間の決算報告書
☐ 国税及び地方税に未納がない証明
☐ 発行から 3 月以内の登記事項証明書（法人でない場合は規約など）

※申込書の記載枠に収まらない内容については、任意の様式にて記載したものを添付すること。

審査のポイント

まず、応募者と愛称が、市が定める基準などを満たしていることが前提となります。

- 契約の相手方としない民間事業者等でないこと（実施要綱第4条）
- 愛称の表記方法（実施要綱第5条）

【審査と配点に関すること（例）】

審査項目		審査ポイント	評価内容	配点
1	応募者の適格性	経営の健全性	決算書などから見た経営状況は健全か	10
2	ネーミングライツ料	金額の妥当性	金額の多寡	30
3	契約期間	-	契約期間の長短	20
4	愛称	市内外から親しまれる施設名称としての妥当性	親しみやすさ、わかりやすさ	20
			呼びやすさ	
			当該施設のイメージにあっているか	
			当該施設の管理運営に影響しない	
			上天草や地域をイメージするキーワード付与による加点	
5	地域要件	-	市内に本社、支社、営業所など有するか	10
6	地域貢献	-	地域貢献の活動状況や考え方	10
合計				100

※必要に応じて、基準点などを設定してください。